

自転車で送迎している保護者の皆さん！！

大事なお子さんにケガをさせないために・・・



交通ルール守って安全に標識・信号を守り走行しましょう



ヘルメット・シートベルトを必ず着用させましょう

転倒時に頭部のケガが致命傷になっています



保険に加入しましょう

2019年10月1日から静岡県自転車条例で自転車保険加入が義務化されています



運転しやすい服装で運転しましょう

高いヒールや細いヒールの靴、厚底の靴は避ける
スカートやマフラーなどタイヤに絡まりやすいものは避ける



子どもの乗せ降ろしは安全に行いましょう

ハンドルロックとスタンドロックがされているか確認
最初に後ろの席に乗せ、最後に降ろす

幼児を乗せることができる場合

※16歳以上の者が運転している場合

※6歳未満は小学校就学始期に達するまで

幼児用の乗車装置に6歳未満の子ども1人を乗車させる場合



4歳未満の子ども1人を紐等で確実に背負っている場合



幼児二人同乗基準適合自転車の幼児用乗車装置に6歳未満の子ども2人を乗車させている場合



幼児二人同乗基準適合自転車の幼児用乗車装置に6歳未満の子ども1人乗車させ、かつ、4歳未満の者をひも等で確実に背負っている場合



安全基準を満たしている自転車に乗りましょう